

奈良県告示第百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、北倭土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十三年六月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	有山 武揚	生駒市真弓二―三―一七
〃	田中 勉	〃 高山町一二〇―四
〃	中岡 正勝	〃 二六九二
〃	中田 忠彦	〃 一二七二三
〃	山本 利昭	〃 一〇五一四
〃	栄枝 進	〃 八七九三
〃	竹田 泰博	〃 八〇九八
〃	柿本 一三	〃 鹿畑町一五四七
〃	山本 紀生	〃 上町一三八四
〃	林 秀行	〃 北田原町二三―四
監事	西向 正久	〃 高山町四二五五―一
〃	田中 治美	〃 鹿ノ台西三―一八二五―一
〃	竹田 輝	〃 上町一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	有山 武揚	生駒市真弓二―三―一七
〃	谷 清明	〃 高山町三六八―二
〃	中岡 正勝	〃 二六九二
〃	中田 忠彦	〃 一二七二三
〃	山本 利昭	〃 一〇五一四
〃	松尾 進	〃 八六八八
〃	鈴木 與	〃 八二四二
〃	細谷 豊	〃 鹿畑町一四一五―一
〃	竹田 輝	〃 上町一

〃 〃 監事 〃

浦嶋 山岡 西向 中畑
眞男 正美 正久 信男

〃 〃 〃 〃
上町一六三 鹿畑町一七九二 高山町四二五五一 北田原町二一三四